

課税ベース論と包括的所得税

逸見良隆

目次

- 1 はじめに
- 2 課税ベース論の再考
- 3 包括的所得税とその問題点
- 4 貯蓄税制の効果
- 5 結語

1 はじめに

戦後の日本経済は、アメリカを先頭とする世界経済の拡大、成長とともに、技術革新、石油をはじめとする安価な原材料価格に助けられ、かつてない高度成長を体験した。戦後経済成長は、先進資本主義諸国に、福祉の時代をもたらした。さらに経済変動のひきおこす景気後退に対しては、ケインズ的な財政政策をはじめとする総需要管理政策がとられ、政府の経済的役割が大きくなった。

しかし、昭和48年、54年の二度にわたる石油価格の引き上げ、いわゆる石油ショックはわが国の戦後経済成長に転機をもたらした。第一次石油ショックによる石油価格の4倍化は、厳しいスタグフレーションを生ぜしめたが、51年からアメリカが機関車国として先導し、日本、西独がそれに次いで景気拡大政策をとったことから世界は景気後退から脱した。しかし、昭和52、3年の積極的なケインズ政策の実施は、わが国の財政に国債残高の急増を生み出した。昭和54年に始まった第二次石油ショックは当初予想された以上の広範

困かつ長期の不況を世界経済にもたらしている。石油節約と不況は石油価格を低下させ、産油国を資金不足、輸入減退に追いこんだ。他方どの先進資本主義国も財政赤字に苦しんでいて、積極的な財政政策を取る幅がなくなっている。第一次石油ショック後のかつての米国のような機関車国が存在せず、自らを犠牲にして世界経済をひっぱってゆく国がどこにもあらわれない。米国を初めとして、どの国もインフレ抑制に政策の焦点をあてるマネタリスト的考え方が主流となってきたため景気回復のスピードは遅くなってきている。各国とも、景気後退の同時化によって輸出の拡大による景気回復よりも物価安定、減税による民間消費の伸びに不況脱出の糸口を見出そうとしている。

石油ショックを契機として顕在化した経済成長の落ちこみは、政府の経済活動である財政に関して活発な議論をまきおこした。経済成長の鈍化は税収の伸びをおさえた。他方高度成長期に制度化された社会保障、後進産業部門への補助金等は毎年一定率の費用の伸びを必然化した。そのため、第一次石油ショック後のケインズ政策とも相まって歳入欠陥問題をなお一層深刻化せしめた。アメリカにおいても、カーター政権の後半期に急速に強まった社会の保守化は、中産階級を中心として、減税と福祉見直しを求めた。アメリカにおける経済成長の低下は、日本におけるよりもより深刻な構造的なものとして受け取られ、大きすぎる政府活動、民間産業への規制、高すぎる税金が、勤労意欲、貯蓄意欲、投資意欲

の低下を引きおこし、生産性の伸びを抑えていることが指摘され、日本が一種の模範とされた。アメリカの税制が経済活動にいかなる影響を与え、どのように資源配分をゆがめているかが大いに研究され、税制改革問題が活発に議論された。

国債発行残高の累増の深刻化は、ゼロ・ノーリングからマイナス・ノーリングへと歳出削減の強化を迫ってきている。赤字国債の発行額削減・財政再建のために歳出削減、行政改革による行政の経費軽量化とともに、何らかの増税が必要とされた。昭和59年度に赤字国債依存体質を脱却するという目標のために、昭和56年度には物品税、酒税、法人税の増税が実行され、57年度には、交際費の課税強化、企業に対する租税特別措置の整理、貸倒引当金の繰り入れ率の引き下げ、法人税の延納率の圧縮が実行され当初予算において、それぞれ、2兆円、1兆5千億円の赤字国債の発行額を減額した。しかし世界経済の予想を上回る不況の長期化による輸出停滞、消費低迷による税収の見込み違いにより、56年度には2兆8,000億円の歳入欠陥が生じた。

他方、52年度以降、引き上げられたことのない所得税の課税最低限の引き上げが58年度実施されようとしている。これは、個人消費の浮上により、輸出に依存しない景気回復を計るとともに、課税最低限の据え置きにより節税手段を持たず100%捕捉され、実質増税の一番の犠牲者である給与生活者の不公平を解消するためである。この所得税減税のための財源として、新たな増税、電話利用税、ギャンブル税、広告税、出国税が議論されている。

このように世界経済の成長の鈍化は、先進資本主義の各国において、政府の経済活動のあり方について深刻な見直しが必要であることに注意を喚起した。ことに政府予算の歳入については、最近のアメリカについても見られるように、財政赤字の問題から減税一本槍では事態は解決しないため、減税と増税の組

みあわせが必要になってきている。この意味において、今日は望ましい税制とはいかなるものかという問題について再検討を加えるべき重大な時機といえるだろう。

この論文の目的は、(1)のぞましい税制とはとうあるべきかという根本的な問題を、課税ベースとして何をとりか、所得か、消費支出か、資産かの選択の問題に焦点をあて、原理面から出発して理論的に考えることである。(2)課税ベースの議論との関連で貯蓄税制を考察することである。

2 課税ベース論の再考

伝統的な財政理論は租税原則として、利益説とともに能力説をあげている。利益説とは、政府部門が提供する財貨、サービスから得られる便益に応じて、各個人は課税されるべきだという考え方である。この説では、のぞましい租税の負担は政府支出との関連で考えられ、政府支出の便益を大きく受ける個人が租税総額のうち大きな割合を負担することになる。受益者負担の原則は、この考えに沿ったものだとみなされている。これは、市場における交換原則と同一の費用負担原則を体现するものである。租税負担に関してこの原則が常に実行可能ならば、効率的な資源配分が実現されることになるが、公共財供給における「たまた乗り」問題が示すように、各個人の動機付けと矛盾し、どの程度、公共支出の便益を各個人は受けているかを政府部門が測定することが困難なため、その原則を実現することは、しばしば不可能である。能力説は、経済力、租税の支払い能力あるいは負担能力に応じて課税されるべきだという考え方である。この説の下では、政府支出の分配とは独立に租税の最適負担が論ぜられる、というふうに解釈されよう。社会保障とともに税制は、所得あるいは、富の再分配のための強力

な道具であると考えられる。再分配のために税制を使うのは、まさにこの能力説に沿った発想といえよう。負担能力の尺度を何にとるかによって異なった税種が考えられる。負担能力としては、所得、資産、消費支出があげられ、それぞれに対応して、所得税、資産税、消費支出税がある。

利益説の適用可能な範囲は、能力説に比べてはるかに限られている。なせなら、各個人が正直に公共支出と公共財サービスの彼ら自身にとっての便益を表明するような状況は広くなく、また、うそをつくような動機が存在しない場合には、政府部門が強い民間部門にかわって、その財貨、サービスを供給しなければならぬ、とは限らないからである。さらに、所得再分配という財政部門の重要な機能を実行するための租税賦課を、他人の厚生状態に対して関心を持つという意味での消費の外部性という観点から一部説明可能であるとしても、利益説によって十分説得的に説明することは無理があるからである。

所得、資産、消費支出のいずれの負担能力が適切であるか、という問題は答えることが非常に困難な問題である。そのため、との課税標準によってだけ課税された時、どのような人々に税制が有利に作用するかという質問を考察しよう。所得税を中心にして、三つの租税を比較してみよう。消費支出税だけなら多額の相続あるいは労働所得を得て、それを貯蓄して遺産として子孫に残す人々が有利であり、所得税だけなら高額の相続をうけとり、それを一方的に支出する人が相対的に有利に扱われたことになる。しかし、相続と遺産の問題を無視し、それらがまったく行われないと仮定すると、一生をかけて得た所得は死ぬまでに使い切ってしまうので、(労働)所得税と消費支出税は、それらの相違点は租税支払いのタイミングの違いに帰着してしまい、各個人への効用水準への効果は同じである。だが、第4節で詳しく説明するように、私的

貯蓄への効果は異なり、支出税の方が私的貯蓄を促進する。次に、所得税と資産税を比較すると、(労働)所得税だけなら(労働力以外の)資産の所有者が、資産税だけなら労働力を取引する市場(奴隷市場)がなく、労働力の価値を評価するシステムがないので労働力は課税されず、巨大な資産である労働力の所有者が有利に取扱われたことになるので、どちらも単独では不十分である。

ところで、担税力あるいは租税の負担能力に応じて租税を課するというのはいかなる意味があるのであろうか。負担能力の大小に応じて、どのように租税の負担額を変えるべきであろうか。担税力を何にみるか、所得か、消費支出か、資産か、の議論が明らかにしているように、負担能力というのはかなりあいまいな概念であり、一義的に定義することは困難である。負担能力という言葉を前面に押し出す一つの理由として、負担能力に応じて課税しておれば、国民を説得しやすく、国民も納得しやすいという利点があることが指摘されよう。だが、他方、徴税費用という税務行政上の問題をこえて、政治的判断によって立法段階における政治的な力の弱い人々の犠牲において、とり易い所から、ただ負担能力があるという理由で、税を取るというふうに短絡してしまうおそれが十分ある。したがって、こういうあいまいな概念から議論を出発させるのではなく、もっと明確な観点に立って議論を進める方がより適当だと思われる。

租税の経済的効果を調べる窮極的な目的は、各個人の経済状態がいかなる変化をこうむるかを知らることであるから、また望ましい税制とは何かを論ずるためには、各個人の経済状態の良さをあらわす効用水準の高さとその分布の様相を知ることが重要であるから、経済力、担税能力、租税の負担能力から議論を出発させるのではなく、各個人の効用水準の高さを望ましい税制とはいかなるものかの議論

の出発点に置くべきであろう。しかし効用という概念は、とらえにくい、実証的データを欠くという問題が指摘されよう。さらに効用の基数性、序数性、各個人間の比較可能性の問題も存在するが、経済政策の議論である以上、あまりに厳密であるべきではないと考えてよからう。したがってこの論文では最近の多くの論者達¹⁾と同様に、望ましい税制とはいかなるものかの議論はその基礎を各個人の効用の高さに基づかせることにしよう。

3 包括的所得税とその問題点

以下では、今日まで現実の税制を論ずる際の重要な基礎と考えられて来た包括的所得税の考え方を紹介し、各個人の効用水準の高さから議論を出発させた時、包括的所得税はどういうふうに解釈されるかという問題を取り上げたい。

租税論の基礎となる所得の定義としては、(1)周期税・回帰説、(2)所得即消費説、(3)純資産増加説または、経済力増加説、が提唱されてきた。(1)は事業であるかどうかに焦点をあて、周期的に反復的に継続する収入だけを所得と考える。つまり、一時的な所得をはぶくのである。(2)は、消費総額にだけ課税して、貯蓄には課税しないという考え方である。(3)は H. Simons [6] によって主張された包括的な課税ベースという見解であり、所得=消費総額+資産の変動額、としてとらえる。現金であろうと現物であろうと、期待されたものであろうと突然のものであろうと、継続的であるか一回限りか問わずに、あらゆる所得をできるだけ幅広く、平等に取り扱うという見解である。

現状では非課税であるか、課税が不十分であるけれども、包括的課税ベースに含まれるべきものとして帰属所得とか、キャピタル・ゲイン(ロス)が考えられる。帰属所得は、

市場では所得となっていないが自己の財産の利用及び自家労働から得られる経済的利益と定義される。この帰属所得の経済学的な意味を検討しよう。帰属所得の例としてあげられるものは、日曜大工、主婦の家庭内労働、自宅所有者の帰属家賃等がある。これらが課税されるべきだという理由は、これらは市場にあらわれた所得ではないが人々の効用水準を規定しているからである。市場で取引される財貨・サービスだけに所得税が課せられると、自家消費可能な財貨・サービスを所有し、消費している個人、あるいは家計が不当に有利に取り扱われるからである。このことを言い替えると、市場における取引だけからは捕捉できない各個人、家計の持つ初期保有財貨・サービスを考慮に入れなければ、彼らの効用水準は把握できないと言うことである。農民の自家消費用の農地、家庭菜園、日曜大工の能力、主婦の家事能力、自宅所有者の居住用家屋は、市場では評価されていないが故に課税は困難であるが、何らかの形で課税されなければならない初期保有財貨・サービスなのである。

このことをもう少し理論的に考えてみよう。 H を自家消費可能な初期保有財貨・サービス、 h を市場で販売された部分とする。したがって、 $H-h$ が実際に自家消費する部分、留保需要する部分である。 c_1, c_2 を他財の消費量としよう。その時、 c_1, c_2, H の税込価格を $\hat{p}_1, \hat{p}_2, \hat{w}$ とし、 I をランブ・サム・トランスファーとすると、 $\hat{p}_1 c_1 + \hat{p}_2 c_2 + \hat{w}(H-h) = I$ が成立しなければならない。つまり、 $\hat{p}_1 c_1 + \hat{p}_2 c_2 + \hat{w}H = \hat{w}h + I$ 。この考え方では、個々の消費者の効用水準を規定するのは、 $c_1, c_2, H-h$ であるから、これらすべてを課税対象とするのである。 p_1, p_2, w を課税以前の価格とすると、課税以前の予算制約は、 $p_1 c_1 + p_2 c_2 = wh$ であるので、初期保

1) 例えば M. Feldstein [3]。

有財貨・サービス H が課税されるかわりに、
 税収の再配分により I が各個人に支払われる
 ことになる。

また別のやり方として、次のようなことが
 考えられる。 t を自家消費する部分への比例
 税率とする時、 $\hat{p}_1c_1 + \hat{p}_2c_2 + t(H-h) = \hat{w}h$ と
 いう方式がある。むしろ、これが本来、帰属
 所得への課税として考えられているものかも
 しれない。この予算制約式は $\hat{p}_1c_1 + \hat{p}_2c_2 + tH$
 $= (\hat{w} + t)h$ に変形されるので、初期保有財
 貨・サービスへの課税、 tH 、が導入される
 にともなって、市場において実現される所得
 （例えば不動産所得）への税率は低められね
 ばならない、 $(\hat{w} + t)h$ 、ということが理解で
 きる。言いかえれば、例として自宅の一部を
 さいて下宿人を置く場合を想定すると固定資
 産税の導入と、それにみあった不動産所得
 （家賃）への税率軽減によって、帰属所得へ
 の課税が実質的に可能になるのである。主婦
 の家事労働の生み出す帰属所得を課税するた
 めには、妻帯者への税の新設とパート所得の
 税率軽減が同一の効果をもたらすであろう。
 しかし、健全な家庭生活の維持、小供の家庭
 内での養育、教育への援助、人口問題への考
 慮から妻帯者への税（結婚税）の新設は問題
 であろう。

今までの議論から明らかのように、帰属所
 得を課税するためには、税務当局は各個人の
 初期保有財貨・サービスの量を知らなければ
 ならない。この情報が税務当局によって把握
 可能かどうかの問題は、最適税制の議論にお
 いて根本的な位置を占めている。最適税制の
 理論の出発点は、ランプ・サム・タックス
 （一括定額税）の実行不可能性であった。公
 共財の供給、所得再配分の実行のための費用
 調達のために、政府部門は何らかの形で民間
 部門に租税を課さなければならない。理想的
 な租税は、各経済主体の経済行動の限界条件
 をみださないランプ・サム・タックスであ
 る。ランプ・サム・タックスの一種である、

すべての個人に同額の租税を課する人頭税は、
 各個人の経済条件が現実には異なるわけであ
 るから、非常に逆進的な租税である。したが
 って、各個人の経済条件に応じて、課税額を
 変化させなければならない。たとえば、封建
 社会、カースト社会において、一生涯所属の
 変えられない階級に対応して、人頭税賦課額
 を変化させると理想的なランプ・サム・タッ
 クスになるであろう。Atkinson and Stiglitz
 [2] 参照。しかし身分社会では、元来、資
 源配分は不効率であり、所得配分は不公平で
 あるから問題外である。何らかの課税標準に
 従って、課税額を変えるべきだが、所得とか
 消費量に応じて課税額を変化させると限界条
 件が乱され、もはやランプ・サム・タックス
 てなくなってしまふ。各個人が生まれつき持
 っている初期保有財貨・サービス、生産性＝
 稼得能力を課税標準に採用する時、それらへ
 の課税は逆進的でない、限界条件を乱さない
 ランプ・サム・タックスとなるであろう。

たとえば、両親から受けつきた生まれつき
 の知能、体力等の稼得能力への直接的課税に
 ついて考えてみよう。ここで現実の稼得能力
 がすべて生まれつきの資質によるものでない
 場合には、残りの本人の努力による部分は課
 税によって影響をこうむるであろう。さらに
 生まれつきの稼得能力が分離して抽出でき
 るとしても、税務当局による情報収集の問題に
 つきあたる。課税されることを知っている
 だけでも正直に生まれつきの稼得能力指数を申
 告しないだろうし、稼得能力テストにまとも
 に対応しないだろう。したがって、直接的に
 ではなく、間接的に現実の稼得（労働）所得
 額を通じて生まれつきの稼得能力を知る以外
 に方途がなく、同時に資源配分の効率性は乱
 され、ランプ・サム・タックスは実行不可
 能となる。ここから、租税は資源配分の効率性
 を損なうことを一応前提として、その損ない
 方の程度を最小にする税制の探求という最適
 課税、最適税制の問題意識が始まるのであ

る。もし政府が全知全能で、国民の申告をまつまでもなく、各個人が生まれつき持っている初期保有財貨・サービス、生産性＝稼働能力を正確に知ることができるならば資源配分上のゆがみは生じないだろう。しかし納税者は政府のこういう課税の決め方に疑問を持ち、とういう規準から隣人達と課税額が異なっているか知りたく思うであろう。他方、政府が根拠とする規準を国民に知らせたならば、彼らは課税額を減らすためにその規準が小さくなるよう経済行動を変化させるであろう。したがって、国民が政府に万全の信頼を置き、課税の決め方を受け入れ、しかも政府の課税額が正しければ、資源は最適に配分され国民にとっても望ましい状況が生起するだろう。しかし現実の不完全情報の世界では、政府と国民一人一人の間にお互いに対する完全な信頼感の成立せず、今述べたような理想的状況を実現することはほとんど不可能に近い。

稼働能力テスト以外に、稼働能力への直接的課税が可能になるケースは、初期保有余暇への直接課税（勤労奉仕）である。各個人への同時間の公的なサービスを義務化すると、稼働能力に比例した課税が可能になり、超過負担のない比例税的なランプ・サム・タックスが実行できる。しかし専門的な公務員の必要性、分業による生産の効率性を考えるとこの提案は実際的ではないだろう。

生まれつき備わった稼働能力以外の初期保有財貨・サービスを公共当局が把握することは、比較的容易であるけれども、課税されることによってその数量は変化しうる。農地、家庭菜園、居住用家屋等の不動産、債券、株式等の金融資産は、固定資産税、相続税、贈与税等の資産税によって課税可能な初期保有財貨・サービスである。これらは短期的には固定していても、長期的に見ると課税の影響によって数量が変化しうるので資源配分の効率性を乱す。これらの課税の強化は、農地の売却、居住用の家屋の持家から借家への転換

を促進させるだろう。また、教育を通しての人的資本の形で、非課税資産の小供への贈与を奨励するだろう。したがって、このような資産の世代間移転の形態、資産の各時点でのポートフォリオ選択について資源配分の効率性をゆがめないためには、各形態への同税率の課税が望まれる。

次にキャピタル・ケインについて考察しよう。キャピタル・ケインは資本利得とも呼ばれ、不動産、株式・国債等の有価証券、骨董、書画、ロイヤルティ（特許権）、著作権等の資本的資産の値上り益をいう。キャピタル・ケインを所得税の対象として、とうとり扱うかに関しての問題点は、それが恒常的な所得でないということである。資本利得の発生は不規則であるが、その実現はなお一層不規則であって、累進税率の下では実現した時に一時に課税されると負担は非常に重くなる。包括的課税ヘースという観点からは発生した時に課税するのが適切である。しかし未実現の資本利得・損失を正しく評価することは困難なため、税務実行上の問題がある。さらに、キャピタル・ロスが所得の計算に入られると、相当の資産家でも容易に所得がマイナスになることがおこりうる。

R. M. Haig = H. C. Simons の包括的所得税の考え方は、所得の源がどのようなものであろうとも、どのように所得を処分しようとも、同額の所得を得る個人は同額の所得税を賦課されるべきだ、ということになる。これが Haig = Simons における水平的公平の原理である。この考え方に従うと、利子所得と労働所得は無差別に取扱われるべきことになり、利子所得だけを免税にすることは水平的公平の原則に反することになる。この論文でのわれわれの考え方は、担税力とか租税の負担能力に応じて課税するという方向とはならず、各個人の効用水準への影響を考慮して望ましい税制を導きたすことである。その時には、水平的公平の原理の要請は、課税が何ら存在

しない状態において等しい高さの効用水準を持つ二人の個人は課税後も、お互いに効用水準に上下の関係があってはならない、ということになる。より一般的には、租税は個人間の効用の順序を保存すべきたということである（Feldstein [3]）。所得税がわれわれの考える水平的公平の原理を満足する条件は何であろうか。十分条件としては、すべての個人がまったく同一の経済行動をとるように、効用関数の形が同一、初期保有財貨・サービスが同一、労働の生産性＝稼得能力が同一、の場合が指摘されよう。もし、人々の間で嗜好が異なり、効用関数の形が相違するなら所得税は水平的公平を実現しないのである。たとえば、次のような例が考えられる（Feldstein [3]）。労働の生産性は同じであるけれども、消費と余暇の好みにへたたりのある消費愛好者1と余暇愛好者2の二人がいるとしよう。両者がもつ初期保有余暇を1とし、さらに C_i , L_i ($i=1, 2$) を財貨消費量、余暇消費量とする。効用関数を、 $U_1=C_1^{\alpha}L_1$, $U_2=C_2^{\beta}L_2^{\beta}$ とする。ここで、個人1の消費の余暇に対する限界代替率は、個人2のそれよりもあらゆる点で高いことに注意されたい。相続、遺産の問題はないとし、一単位の労働は一単位の消費財と交換可能であるとすると、 $C_i=1-L_i$ ($i=1, 2$) という関係があるから、 $U_1=(1-L_1)^{\alpha}L_1$, $U_2=(1-L_2)^{\beta}L_2^{\beta}$ 。課税以前には、選択された消費量と余暇量はその二人の間で等しくないが、 $U_1=U_2$ となり同じ効用水準を達成している。しかし、所得税（＝消費支出税） $C_i=(1-t)(1-L_i)$ が導入されると、 $U_1=(1-t)^{\alpha}(1-L_1)^{\alpha}L_1$, $U_2=(1-t)^{\beta}(1-L_2)^{\beta}L_2^{\beta}$ となる。 L_1 , L_2 の選択量は課税以前と同じであるから、明らかに消費愛好者の効用水準の落ちこみの方が大きく、租税負担額もより重い。消費愛好者がより多く働き、より多くの所得を稼得する結果、このような差異が生じるのである。所得について課税するだけでなく、もし余暇にも課税し、

消費する余暇の内一定割合 t を公的サービスのための勤労奉仕として提供させる、あるいは、その部分余計に働いて金銭で納税するならば、 $(1-t)L_i$, $i=1, 2$ が実際に消費する余暇だから $U_1=(1-t)^{\alpha}(1-L_1)^{\alpha}(1-t)L_1$, $U_2=(1-t)^{\beta}(1-L_2)^{\beta}(1-t)L_2^{\beta}$ となり、水平的公平の要請は充たされる。現在の税制の問題点として、余暇が課税されていないことが指摘されよう。水平的公平の達成のためには、余暇課税が必要なのである。また消費支出と余暇消費への均一税率の課税は初期保有資産である総余暇への課税だけが存在する場合と同値であるから、一種の資産課税によっても水平的公平に到達しうる。

これと同じ問題は労働所得についてだけでなく、資本所得についても存在する。一生涯で獲得する労働所得の現在価値がまったく同額である二人の個人について生涯を通じての消費の配分について好みが相違しているとしよう。時間選好率の低い人は大きな貯蓄を形成し、高い人はより小さな貯蓄しか形成しない。その時に、利子所得税の導入は、時間選好率の低い人の効用水準を相対的に押し下げるので、水平的公平の原則はみだされなくなる。二期モデルにおいては、利子所得税は、第二期消費課税であるから水平的公平の観点からは、第一期消費にも課税することが望ましい。すなわち、支出税が望ましいことになる、あるいは労働所得税＋利子非課税がのそましいということになる。包括的所得税の考え方に従って、あらゆる所得を同質なものと考え、総合課税のようなやり方で一律無差別に課税することは、われわれの規準による水平的公平を実現しないことになる。

たとえ嗜好がまったく同一でも、初期保有稼得能力がことなっていれば、同じような現象が生じることが指摘されよう。効用関数の形は同じであるが、異った種類の能力を持つ二人の個人がいるとしよう。たとえば一つは肉体的労働能力、他方を精神的労働能力と想

定すればよい。所得税が導入されない時に、それぞれが異った努力の水準で同額の所得を獲得し、同じ消費支出をしているとしよう。その時、当然、各個人の効用の水準は同一ではないだろう。所得税の下では、同じ税額の課税がおこなわれるため、垂直的公平の原則はみだされなくなってしまふ。

この節のまとめとして、所得課税か、消費支出課税か、資産課税かの選択に関しての、いくつかの問題点を指摘しておこう。

(1) 消費支出課税が所得課税よりも望ましい理由として次のような古くからの見解がある。

「社会への労働と資本の提供への対価である賃金所得、資本所得の課税よりも、社会から財あるいはサービスを奪う行為である消費支出に課税することの方がより公正である。」

消費支出課税と、利子所得非課税の所得課税は納税者への予算制約への効果、したがって効用への効果は同一であるからこの見解が正しいとしても心理的效果を指摘したものにすぎないであろう。このように、消費支出税と労働所得税は同値であるから、残された問題は余暇課税である²⁾。

t' を消費支出と賃金率で評価した余暇消費への均一な税率、 \bar{L} を初期保有余暇、 L を余暇消費量、 w を賃金率とすると、

$$\frac{(1+t')C}{w} + (1+t')L = \bar{L}$$

$$\Leftrightarrow \frac{C}{w} + L = \frac{\bar{L}}{1+t'}$$

であるから、同率の消費支出税（≡労働所得税）と余暇消費課税は結局の所、初期保有の資産である初期保有総余暇課税と同値であるから、各個人の初期資産を同一の比率で減少させるランプ・サム・タックス（一括定額税）となる。したがって超過負担は存在せず、しかも各個人の稼得能力＝賃金率に応じた比

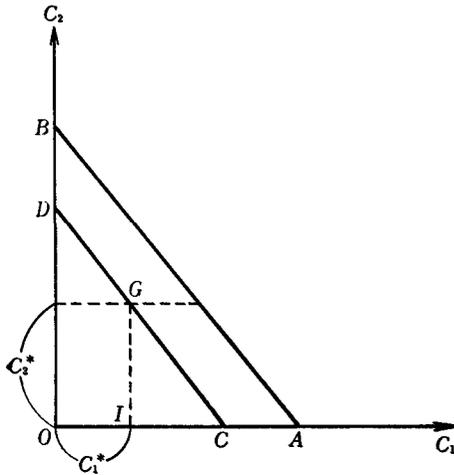
例的課税が可能になる。しかし、この初期保有課税は以前述べたように非現実的であるから、消費支出と賃金率で評価した余暇消費への均一税率による課税について考えてみよう。問題は、稼得能力＝賃金率と労働時間（あるいは努力水準）の積である所得を政府は把握できるが、稼得能力＝賃金率は知りえない、いいかえれば労働時間（努力水準）は知りえない、したがって wL が評価できないので余暇消費が課税できないことである。この結果、ランプ・サム・タックスは実現不可能となり、超過負担を出来る限り最小にする課税方法の探求という最適課税の問題意識にもとる。

最適課税論は、余暇の課税が不可能な時、その代替案として余暇と補完的な財、余暇とともに消費する傾向のある財への課税強化が超過負担を最小にすると教える。（逸見〔7〕10ページを参照のこと。）この観点から、キャンプル、酒、旅行に対する課税強化は適切な増税案であろう。資産家が非弾力的に需要する別荘、ヨット等は、もっと良い課税対象である。

(2) 所得、特に包括的に定義された所得は雑多な異質のものを含み、すべて同様に取扱い扱ってよいのか明確でない。たとえば、社用車の交際費による遊興、食事、会社の車の私用、福利厚生施設の利用、鉄道会社の従業員家族へのバス等の現物給与、自家生産物の消費、居住者所有の家屋（持家）、贈与と遺産、資本利得等は日常的には所得と考えられていないが包括的な意味での所得である。しかし、これらは、現金で、定期的、恒常的に、得られる通常的な意味での所得とはかなり異質

2) 逸見〔7〕では、余暇課税を労働供給への補助金という意味で用いたが、ここでは賃金率で評価した余暇消費に対する課税という意味で用いる。どちらも余暇消費への限界的効果は同じである。

第2図



$$= \frac{1}{1+t}(1+r)OA - (1+r)C_1$$

$$= \frac{1}{1+t}OB - (1+r)C_1$$

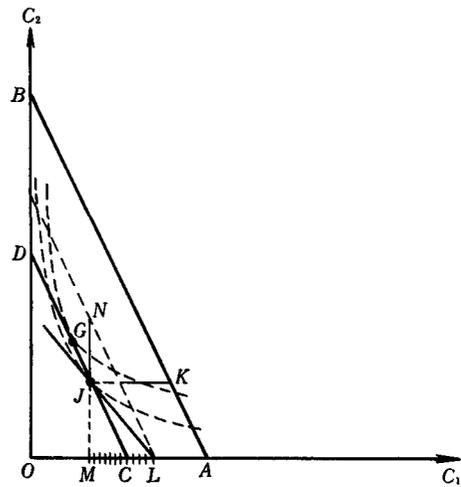
(2) 第一期所得だけにかかる労働所得税 t' を第一期の給与所得、事業所得にかかる労働所得税率とすると、消費可能な最大の第一期消費は $(1-t')OA$ となり一単位 C_1 を小さくするに依じて、 $(1+r)$ だけ C_2 は増加するので

$$C_2 = (1-t')OB - (1+r)C_1$$

という関係がある。したがって、 $\frac{1}{1+t} = 1-t'$ という関係があれば、(1)と(2)の場合では、まったく同一の消費可能性直線がえがける。以下では、 $\frac{1}{1+t} = 1-t'$ が成立していると想定し、その下では、同額の税金がもたらされることを証明し、どちらの場合がより大きな貯蓄を実現するかを考察しよう。消費可能性直線は同一であるので、消費者は同量の消費量 C_1^* 、 C_2^* を選び、同一の効用水準を達成している。(2)のケースにおいては、明らかに税金は第一期財で計って CA である。第2図参照。

(1)のケースでは、税額は第一期と第二期に

第3図



分割されて徴収される。第一期に $C_1' - C_1^*$ 、第二期に、 $C_2' - C_2^*$ が徴収される。ところが、 $1+r$ で第二期の財の量を除したものが第一期における財の量に相当するから、第二期の税金は第一期においては FE となる。よって総税金は第一期に勘算すると $GE = CA$ となり、(2)のケースとまったく同額の税金が確保される(第1図を参照)。

次に貯蓄量を比較すると、(1)においては、貯蓄量は AH であり、(2)では CI である。 AH と CI を比較すると、 CH は共通であるから $AC = EG$ と $HI = FG$ をあらためて比較すればよい。あきらかに、 EF だけ(1)のケースの貯蓄量が大きい。 EF は第二期の納税額 $C_2' - C_2^*$ のために必要な第一期における貯蓄に相当する。つまり、(1)のケースでは納税のタイミングが一期後にずれるので、それに備える分だけ貯蓄量が大きくなるのである。(2)の場合では、第一期で政府が全額、税を徴収しその分政府貯蓄が大きくなっている。

要約すると、等税金をもたらす消費支出税と労働所得税を比較すると納税者の効用水準は同じ高さだけ低くなり、第一期、第二期ともまったく同一の消費支出がなされるが、民間貯蓄量は消費支出税の場合の方が大きくな

る。

(3) 労働所得も利子所得もともに課税される全所得税すなわち包括的所得税

今までの二つのケースと同様に CD 上の一点を消費者が選択すれば(1)(2)と同額の税金が確保され、 CD が等税金直線となる。つまり労働所得税収は AL 、利子所得税収は NJ であり、その和は第一期の財に換算し直すと KJ となる。第3図を参照。

したがって、 CD が労働所得だけが課税される所得税の場合の予算制約直線であったので、利子所得もあらたに課税される時には、予算制約直線は、等税金直線 CD 上で各消費者が C_1 、 C_2 を選択するように、その傾きは小さくならねばならない。 J が G から C へ、 L が C から A へ移動するに依り、利子所得税率は 0% から 100% を超えるまでに上昇し、労働所得税率は 100% 以下から 0% にまで下落するので、無差別曲線の形が適当なものであれば、(1)、(2)と同一の税金が確保され、しかも利子所得税率と労働所得税率が等しくなり、包括的所得税が実施されることになる。しかし必ずそんな場合でも可能ということではない。選択点 J は等税金直線 CD と無差別曲線が接する点 G と異なるので、消費者の厚生水準は落ちる。これは、超過負担の存在を意味する。

以上の結論として、労働所得に加えて利子所得を新たに課税標準に算入することは、人々の厚生水準を低下せしめることが明らかになった。最適税制の理論との関連において、この結論を解釈しなおすことにしよう。図による議論においては暗黙のうちに、第一期の労働所得を決定する労働時間、あるいは勤労意欲は利子所得税率、労働所得税率、消費支出税率の変化によっては影響を受けないと想定されてきた。しかし、より正確に見ると現実は今まで考えてきたような現在消費と将来

消費という二財の世界ではなく、第一期における余暇を含む三財の世界なのである。利子所得税は、現在消費と将来消費の限界代替率と限界変形率の大きさをくいちがわせ超過負担をもたらす。他方、労働所得税あるいはそれと等価である現在消費と将来消費への同率の消費支出税は限界代替率と限界変形率を等しく置き、現在消費と将来消費の組み合わせについては資源配分のゆがみをもたらさない。しかし、余暇も変数と考えると、それらの税が必ずしも望ましいとはいえなくなる。労働所得税あるいは、第一期と第二期への同率の消費支出税は一般的には労働時間を変化させ、その側面において資源配分のゆがみをもたらす。もし、労働供給あるいは余暇の消費が賃金率に対して完全に非弾力的ならば一定の税金を確保する最適な課税方法は、労働所得税＝現在および将来消費への同率の消費支出税であるが、そうでない一般的な場合においては利子所得税の導入によって現在消費と将来消費の資源配分をゆがめることがむしろ最適な課税方法となる。これはセコント・ベストの理論が教える所である。より正確には、余暇 L と現在消費 C_1 、将来消費 C_2 のペアが効用関数において弱分離的

$$U(L, C_1, C_2) \equiv W[L, H(C_1, C_2)]$$

と書け、かつ $H(C_1, C_2)$ が同次関数で消費財間だけの無差別曲線がホモセティックならば、 C_1 、 C_2 に対する同率の消費支出税が最適課税となる。(逸見[7]、8ページから10ページを参照)。したがって、利子所得税が必要でないケースは労働供給が完全に非弾力的なケースに限られない³⁾。さらに厳密には、労働供給、貯蓄供給の変化は生産要素市場における価格、賃金率、利子率に影響をおよぼすので、その効果も考慮に入れなければなら

3) 将来消費が、現在消費にくらべて、より現在余暇に対して補完的である場合にだけ最適利子所得税率が正となる。逆の場合は、負となる。

ない。(例えば, Atkinson and Sandmo [1], King [5] を参照せよ。)

次に, 二期間を超えるより一般的な場合で家計の異時点間の消費配分, 貯蓄決定と税制との関係を調べよう。(Atkinson and Stiglitz [2] 参照)。ある個人が必ず T 期間 ($t=1, 2, \dots, T$) 生存するとしよう。 t 期に給与所得を w_t 受けとり, 消費を C_t 支出すると想定する。簡単化のため, 第一期に親から相続財産 I を受け取り, 死に際して ($t=T$) 遺産を B たけ子孫を残すことにしよう。ここで資本市場は完全であると仮定する。資本市場が完全であるとは, 各経済主体が市場で成立している一定, 同一の利率で希望するだけ自由に借りたり, 貸したりできるということである。現実には資本市場は完全でなく, 貸付の利率が借入の利率よりも低いかも知れないし, 利率は資本の貸付量, 借入量に応じて一定でないかも知れない。また, との経済主体が借入れるか, 貸付けるかによって利率は異なる可能性がある。返済の可能性が不確かになればなるだけ利率は高くなるだろう。また, 所得再分配, 持家促進等の特定の政策目的のために, 市場利率よりも低くして貸付けることもおこなわれている (たとえば住宅金融公庫融資等)。消費者が将来受け取るであろう給与所得その他を担保にして借り入れることができない場合は, 禁止的なほと借入利率が高い場合だと考えられよう。

完全資本市場においては, 彼の予算制約は

$$\sum_{t=1}^T \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + I = \sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{B}{(1+r)^T}$$

である。ここで r は利率である。借入が不可能な場合には, あらゆる時点において彼の財務状態は正の債務があってはならないので, その時点までの消費支出額はそれまでに獲得した所得額以下でなければならない。たとえば, K 期に親から相続 I を受け, L 期に子

に贈与 G をあたえ, T 期に遺産 B を残す場合には予算制約は

$$\begin{aligned} \sum_{t=1}^J \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} &\geq \sum_{t=1}^J \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}}, \quad K > J \geq 1, \\ \sum_{t=1}^J \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{I}{(1+r)^{K-1}} &\geq \sum_{t=1}^J \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}}, \quad L > J \geq K, \\ \sum_{t=1}^J \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{I}{(1+r)^{K-1}} &\geq \sum_{t=1}^J \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}} \\ &\quad + \frac{G}{(1+r)^{L-1}}, \quad T > J \geq L, \\ \sum_{t=1}^T \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{I}{(1+r)^{K-1}} &\geq \sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}} \\ &\quad + \frac{G}{(1+r)^{L-1}} + \frac{B}{(1+r)^{T-1}} \end{aligned}$$

となる。

次に簡単化のために完全資本市場において, 給与所得とすべての取得した相続, 贈与財産移転に課税される広義の所得税と, 消費支出とすべての譲りやえられた遺産, 贈与額に課せられる広義の消費支出税の比較をしよう。前者の比例税率を t' , 後者の比例税率を t としよう。それぞれの子算制約は

$$\begin{aligned} &\left[\sum_{t=1}^T \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + I \right] (1-t') \\ &= \sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{B}{(1+r)^T} \\ &\sum_{t=1}^T \frac{w_t}{(1+r)^{t-1}} + I \\ &= \left[\sum_{t=1}^T \frac{C_t}{(1+r)^{t-1}} + \frac{B}{(1+r)^T} \right] (1+t) \end{aligned}$$

となる。したがって, $\frac{1}{1+t} = 1-t'$ が成立しているとき, 当該個人にとっての予算制約は, どちらの場合でも, まったく同一となるので, 彼の消費選択 C_1, C_2, \dots, C_T , さらに効用水準も同一となる。例えば, $t' = \frac{1}{3}$ の広義の所得税は $t = 50\%$ の消費支出税と同値となる。しかし, 私的な貯蓄への効果は同一ではない。というのは租税を支払うタイミングがこれら二つのやり方では異なるからである。

通常は、退職後の消費支出を考慮すると、給与を受け取る時期にくらべて消費支出の時期はいくぶん後にずれるから、同一の消費支出を選んでいても後で租税を支払う分だけ、消費支出税の方が貯蓄額は大きくなるのである。このことは二期モデルについては既に詳しく説明した。

次に利子所得税の効果に関する問題点を整理しよう。(Feldstein [4] を参照せよ。)

(1) 利子所得税率の変化と貯蓄量の間関係について考察しよう。通常の二期間ライフ・サイクル・モデルを考える。個人の予算制約は、

$$C_1 + P_2 C_2 = w, \text{ ここで } P_2 = \frac{1}{1+r}$$

S を貯蓄量とすると、 $P_2 C_2 = w - C_1 = S$ という関係が成立している。スルノキー方程式から

$$\begin{aligned} \frac{\partial C_1}{\partial P_2} &= -C_2 \frac{\partial C_1}{\partial w} + \frac{\partial C_1}{\partial P_2} \Big|_{U=\bar{U}} \\ \frac{\partial C_2}{\partial P_2} &= -C_2 \frac{\partial C_2}{\partial w} + \frac{\partial C_2}{\partial P_2} \Big|_{U=\bar{U}} \end{aligned}$$

が成立する。 C_1 、 C_2 が正常財であると仮定すると、利子率下落の C_2 への代替効果と所得効果はともに負であるから $\frac{\partial C_2}{\partial P_2} < 0$ は言えるが、 $\frac{\partial C_1}{\partial P_2}$ の符号は一義的には言えない。 C_1 への代替効果は正であるが、所得効果は負であるからである。したがって、利子所得税率の引き下げは代替効果としては貯蓄を増加させるが、所得効果としては貯蓄を抑圧するため、貯蓄量への効果は明確ではない。この結論は、利子所得税率が変化する時に、それに対応して何ら労働所得税率あるいは消費支出税率が変化しない状況を前提としていた。本来の租税の効果を調べるためには、一定の税収を確保することができるよう利子所得税率の引き下げに対応し、労働所得税率を引き上げる場合を検討することがより適切である。これは差別的帰着分析に対応するも

のである。一定の税収を得るためには、第3図において消費者の選択する (C_1, C_2) の組み合わせが CD 上を右下方から左上方の方向に移動していくように、消費者の予算制約式がスライドしていく必要がある。 C_1 は減少し、 C_2 は増加する⁴⁾。しかし、その時の私的貯蓄量の変化の方向は一義的に明らかでない。もし補償的に徴収された労働所得税収が全額、政府貯蓄として使用されたならば、社会全体の貯蓄は増加するであろう。この時には、私的貯蓄への刺激として考えられ、公的貯蓄の代替物であると通常考えられる利子所得税率の引き下げが、私的貯蓄を抑圧し、公的貯蓄を奨励する場合が起こりうるのである。(Feldstein [4] S31 を参照。) 私的貯蓄 S と C_2 の間には常に次の関係がある。

$$P_2 C_2 = S$$

だから、

$$\begin{aligned} \frac{dC_2}{C_2 dP_2} &= -\frac{1}{P_2} + \frac{dS}{S dP_2} \\ \Leftrightarrow \frac{P_2 dC_2}{C_2 dP_2} &= -1 + \frac{P_2 dS}{S dP_2} \end{aligned}$$

一定税収を確保するための労働所得税率の補償的变化を考えようと、考えまいと、どちらの場合にも、利子所得税率の低下 (P_2 の低下) は C_2 を増加せしめ $\frac{P_2 dC_2}{C_2 dP_2} < 0$ となるが、 $\frac{P_2 dS}{S dP_2}$ の符号は明確ではないのである。

(2) (効用水準 U を一定に保つという意味での) 補償された貯蓄供給が税引き後の純税率に反応する程度に応じてたけ利子所得税は超過負担を持つという見解は誤りである。

任意の財への課税の厚生上の損失＝

$$\frac{1}{2} \times \text{その財への単位当り課税額} \times \text{その税}$$

によって引き起こされた財需要における補償された変化

である。したがって、労働供給が非弾力的であると、利子所得税の厚生上の損失は

$$\frac{1}{2} \times \Delta P_2 \times \Delta C_2$$

となる。ここで、 ΔP_2 は課税による第二期消費の現在価格の変化、 ΔC_2 は第二期消費の補償された変化である。これを變形すると、

$$\Delta C_2 = \left(\frac{P_2 \Delta C_2}{C_2 \Delta P_2} \right)_{U=\bar{U}} \cdot \frac{C_2 P_2}{P_2^2} \cdot \Delta P_2$$

さらに $S = C_2 P_2$ を考慮すると、厚生上の損失は

$$\frac{1}{2} \times \left(\frac{\Delta P_2}{P_2} \right)^2 \times \varepsilon_{C_2 P_2} \times S$$

となる。ここで $\varepsilon_{C_2 P_2}$ は補償された弾力性 $\left. \frac{P_2}{C_2} \frac{\Delta C_2}{\Delta P_2} \right|_{U=\bar{U}}$ である。したがって、貯蓄量が利子所得税率の変化によって変化しなくても $\left(\frac{dS}{dP_2} = 0 \right)$ 、 $\frac{P_2 dC_2}{C_2 dP_2} = -1 + \frac{P_2 dS}{S dP_2}$ という関係を使うと $\varepsilon_{C_2 P_2} = -1$ となるから、厚生上の損失は存在するのである。厚生上の損失の真の源は、貯蓄量のゆがみにあるのではなく、現在消費と将来消費のゆがみにあるのである。

(3) 今までは効率性の側面からだけ、貯蓄の最適な課税のあり方を考察してきた。しかし、各個人の経済状況が異なる場合には所得分配への考慮を忘れてはいけない。

(4) いくつかのタイプの貯蓄の形態があることを考慮に入れなければならない。預貯金、国債、株式等、収益率とリスクの組み合わせの相異なる資産のストック市場均衡モデルを構築しなければならない。

(5) 租税以外の政府の財源調達手段、国債、貨幣発行も考慮に入れなければならない。インフレーションは一種の利子所得税であるという視点も重要である。

5 結 語

以上、所得を中心に課税ベースを検討してきたが、重要なことは所得、消費支出、資産

4) これらの事が可能であるためには、無差別曲線についての特定の仮定が必要である。

等の言葉にまとわされることなく一生涯の予算制約式をつうずる各個人への経済的効果のみきわめることである。特に所得課税に関しては、同じ所得といってもその内容は非常に異質であるから十分に気を付けて課税すること、給与所得者の負担軽減に留意することが必要である。余暇課税が不可能で非現実的であることから、効率性の観点にたては所得減税の財源としては余暇関連で、その需要が価格に対し非弾力的な消費支出への課税強化が適切であろう。その中でも、資産家が相対的に多く需要する消費財、サービスへの課税がなお一層望ましいと言える。

(1982年11月)

* * *

参考文献

- [1] Atkinson, A B and A. Sandmo, 1980, Welfare implications of the taxation of savings, *Economic Journal* 90, 529-549
- [2] Atkinson, A B. and J E Stiglitz, 1980, *Lectures on Public Economics*, New York and Maidenhead: McGraw-Hill
- [3] Feldstein, M, 1976, On the theory of tax reform, *Journal of Public Economics* 6, 77-104
- [4] Feldstein, M, 1978, The welfare cost of capital income taxation, *Journal of Political Economy* 86, S29-S51.
- [5] King, M A, 1980, Savings and Taxation, in G A. Hughes and G M. Heal (eds), *Public Policy and the Tax System*, London: George Allen & Unwin.
- [6] Simons, H C, 1938, *Personal Income Taxation*, Chicago and London: The University of Chicago Press
- [7] 逸見良隆, 1979年, 最適税制の理論, 学習院大学 経済論集 16, 3-21.
- [8] 貝塚啓明・館龍一郎, 1973年, 「財政」, 岩波書店.